

東日本大震災復興に関する
要 望 書

集中復興折り返し、新たなステージに前進

東日本大震災沿岸部被災地区
商工会議所連絡会

東日本大震災復興に関する要望

～集中復興折り返し、新たなステージに前進～

平成28年1月21日
東日本大震災沿岸部
被災地区商工会議所連絡会

東日本大震災から間もなく5年が経過しようとしており、復興の折り返しである集中復興期間が終了し、復興創生期に移行します。官民一体となった取り組みにより復興は着実に進展しております。しかしながら、余りにも甚大な被害と膨大な復興事業、土地の嵩上げや区画整理事業等の遅れにより未だ再開できない事業所も見受けられます。

5年が経過しようとしている今、震災復興に関わる課題・問題も変貌してきております。ハードができたもののソフトが追い付かない状況で、販路回復、労働力確保、新たなまちづくりなど、被災地域だけでは解決できないものも噴出してきております。

また、年々東日本大震災の風化も顕著に表れてきており、復興創生移行を機に再スタートし、1日も早い復興を成し遂げたいと考えております。こうしたことから、震災復興を国の最優先課題と捉え、今までにもまして支援を強く求めるところであります。

つきましては、復旧・復興の加速化を図るためにも、下記に掲げる要望項目に速やかに対応していただき、復興の姿が見えるようにしていただきたく強く要望いたします。

記

I. 復興創生にかかる課題解決を

- (1) 集中復興期間(5年間)終了後の復興予算の確保について
被災地の負担軽減、実情に配慮した支援と復興予算の確保
- (2) 雇用創出・労働力確保について
人手不足・人材確保における支援制度
- (3) 資材価格の高騰・建設労働力不足への対応について
価格高騰相当額の支援、建設労務単価の引き上げ

II. 早期の社会・経済基盤整備を

- (1) インフラの復旧・整備について
道路・港湾・漁港・鉄道などの産業インフラの整備と住宅・宅地などの生活インフラの整備

(2) 中心市街地・商業機能の再生について

中心市街地の整備とまちづくり補助金の拡充

(3) 安心・安全の確保

防潮堤・高盛り土道路など安全を確保するインフラ整備

Ⅲ. 産業・生業(なりわい)の再生を

(1) 金融支援について

二重債務の解消、震災復興特別貸付の延長

(2) グループ補助金の拡充および運用の拡充

新分野需要開拓・高度化等への拡充及び運用の見直し

(3) 事業者の販路回復・拡大について

ビジネスマッチング・商談会の開催及び新商品開発のための助成措置

(4) 観光の復興にむけた支援

インバウンド需要の取り込みによる地方創生、情報発信の強化

震災メモリアルパークの整備推進

(5) 風評被害対策について

風評被害払拭の発信

(6) 企業誘致・事業用資産の確保に伴う支援について

企業誘致助成金や固定資産税等の減免

Ⅳ. 福島復興再生の加速化を

(1) 安心安全な中間貯蔵施設の建設と適切な輸送

地元住民に配慮した中間貯蔵施設の建設と安全な輸送体制の確立

(2) 放射能の正しい認識の普及と福島県産品の安全性のPR

放射能の正しい認識と福島県産品の安全情報の強化

早期帰還ができる環境整備の推進

(3) 道路交通網の整備と高速道の負担軽減、JR常磐線の復旧

復興支援道路など高速交通体系の整備、常磐道の負担軽減

以上

東日本大震災復興に関する要望 ～集中復興折り返し、新たなステージに前進～

○要望項目

I. 復興創生にかかる課題解決を

(1) 集中復興期間（5年間）終了後の復興予算の確保について

被災地の負担軽減と復興予算の確保

- 復興・創生期間における被災地の実情に配慮した十分な支援の継続【仙台・石巻・原町・宮城県連・福島県連】
- 今後の大規模災害に対応するための中核的機能を担う広域防災拠点の整備および財政措置【仙台・宮城県連】

(2) 雇用創出・労働力確保について

人手不足・人材確保における支援制度

- 外国人技能実習生受入れ事業における受入れ要件(期間・枠)の拡大【大船渡・気仙沼】
- 「事業復興型雇用支援事業(仮称)」について、着実かつ適切な事業化と支給要件等の緩和【仙台・石巻・原町・宮城県連】

(3) 資材価格の高騰・建設労働力不足への対応について

価格高騰相当額の支援、建設労務単価の引き上げ

II. 早期の社会・経済基盤整備を

(1) インフラの復旧・整備について

道路・港湾・漁港・鉄道などの産業インフラの整備と住宅・宅地などの生活インフラの整備

- 未復旧 JR 各線の早期復旧（常磐線、気仙沼線、大船渡線、山田線）。【仙台・気仙沼・原町・宮城県連】
- 交通高速網の整備促進（三陸沿岸道路、復興支援道路、常磐自動車道の全線4車線化 他）【久慈・石巻・相馬・福島県連】
- 震災津波博物館等の複合拠点施設(仮称)東日本大震災メモリアルパークの整備【仙台・宮城県連】
- 土地の収用の迅速化と国の責任において、土地の管理をしてほしい【石巻】
- 被災商工会議所会館の復旧整備にかかる「東日本大震災により滅失・損壊をした公益的な施設等の復旧のための公共・公益法人が募集する寄付金の指定」の円滑な運用【石巻】

- (2) **中心市街地・商業機能の再生について**
中心市街地の整備とまちづくり補助金の拡充

- (3) **安心・安全の確保**
防潮堤・高盛り土道路など安全を確保するインフラ整備

Ⅲ. 産業・生業（なりわい）の再生を

(1) **金融支援について**

二重債務の解消、震災復興特別貸付の延長

- 産業復興相談センター及び東日本大震災再生支援機構の存続期間の延長【大船渡】
- 被災事業者への運転資金支援【久慈】
- 低利融資の継続と細やかな支援【石巻】

(2) **グループ補助金の拡充および運用の拡充**

新分野需要開拓・高度化等への拡充及び運用の見直し

- グループ補助金の継続と運用の見直し、適用要件の拡充【石巻・気仙沼・原町】
- グループ活動期間の明確化とグループ共同事業実施のための補助金制度創設【気仙沼】

(3) **事業者の販路回復・拡大について**

ビジネスマッチング・商談会の開催及び新商品開発のための助成措置

- 「販路の確保・開拓」支援事業に対する補助金等支援策の拡充と物流の安定化のため高速道路料金の割引等の支援策を【大船渡・仙台・石巻・原町・宮城県連】
- 整備支援への民間支援の参入機会の推進【久慈】
- 海外バイヤーとの商談マッチング制度【気仙沼】

(4) **観光の復興にむけた支援**

インバウンド需要の取り込みによる地方創生、情報発信の強化

- 各種会議・イベント、東京五輪関連行事等の被災地域での開催【久慈・福島県連】
- 東北へのインバウンドの推進。【石巻】

(5) **風評被害対策について**

風評被害払拭の発信

- 原発事故の早期収束による風評被害の払拭【日立・ひたちなか・茨城県連】
- 物流・観光振興のため、国内外への正しい情報の発信やプロモーション強化等の対策による風化と風評の払拭。【仙台・気仙沼・宮城県連】

(6) **企業誘致・事業用資産の確保に伴う支援について**

企業誘致助成金や固定資産税等の減免

IV. 福島復興再生の加速化を

(1) 安心安全な中間貯蔵施設の建設と適切な輸送

地元住民に配慮した中間貯蔵施設の建設と安全な輸送体制

- 安心・安全体制の早期構築と帰還できる環境整備【原町・福島県連】
- 復興加速化のための「復興経済特区」の実現や支援施策の実現【原町】

(2) 放射能の正しい認識の普及と福島県産品の安全性のPR

放射能の正しい認識と福島の安全情報の強化

- 東京電力(株)による原子力損害賠償の完全実施と公正・公平、柔軟な対応【原町・福島県連】

(3) 道路交通網の整備と高速道の負担軽減、JR常磐線の復旧

復興支援道路など高速交通体系の整備、常磐道の負担軽減

- 交通高速網の整備促進（常磐自動車道の全線4車線化、復興支援道路 他）【相馬、福島県連】

東日本大震災復興に関する要望 ～集中復興折り返し、新たなステージに前進～

○地域別一覧

大船渡商工会議所

・産業復興相談センター及び東日本大震災再生支援機構の存続期間の延長

震災後、二重ローン対策において、震災支援機構と産業復興機構による債権買取は、1,000件ほどにのぼり、被災事業者の本格的事業再建に大きく貢献しております。ここにきて買取案件は、減少してきておりますが、それに変わって買取した案件のフォローアップの必要性が増えています。また、被災地においては嵩上げがやっと完了しつつあります。これにより、この嵩上げ場所において事業再建を目指している、現在仮設店舗営業である事業者が、ようやく本設店舗建設と本格営業の事業計画を立てられる状況になって来ました。それに伴って、今後は本設しようとする事業者にとっては、新たな借入金の発生をはじめ資金繰りなどの経営問題が生じてくるものと考えられます。

※両組織とも平成28年度はもとより、平成29年度以降についても存続させるようお願いしたい。

・事業者の販路回復・拡大のために商工会議所等が主催する、展示即売会、商談会に助成等の支援策を

震災から間もなく5年目を迎えようとしている。被災事業所の多くが国内外からの支援やグループ補助金等を利用し、施設の復旧を一応完了したといえる。

しかしながら、事業再開をはたしたものの、震災で喪失した販路を回復していない事業者が多く、岩手県の平成27年度【第2回】「被災事業所復興状況調査」結果報告では46.8%の事業者が、また、東北経済産業局が平成27年6月に実施した「グループ補助金交付先アンケート調査」結果では、55.2%の事業者が売上が減少していると回答している。このことから、真の地域経済の復興・創生のためにも、事業者の販路回復・拡大のための施策が喫緊の課題である。

※地域内の事業者の多くが中小企業者であり、人材も資本も不足している状況にある。加えて時間的な余裕、情報量も少なく経営資源が乏しい事業者が多い。

商工会議所等が実施する大都市での展示即売会、被災地での商談会の開催などが販路回復に効果があると考えられることから、一過性ではなく継続的な支援・助成措置を講じていただきました。

また、被災地域内の中小企業者の多くは流通に関する専門性が乏しく、商談会等を実施してもバイヤーとのマッチングが成立しないこと等が多いことから、アドバイザー・コーディネーター等を配置し、商品力のアップや販路開拓、商談会のフォローアップを実施し販路拡大につなげていただきたい。

・人手不足に伴う水産加工業の外国人技能実習生共同受入れ事業の期間延長と、受入れ枠の拡大について

大船渡管内の27年10月時点の有効求人倍率は1.83倍と岩手県内では最上位の倍率となっている。特に、建設関連の23倍をはじめ、販売職3.28倍、生産工程職2.16倍など、各業種にわたり依然高い水準と

なっている。

水産加工業においての人手不足対策としてこれまで中国等から外国人技能実習生共同受入れ事業を行っていたが、震災後なお一層人手不足感が強まってきている状況下にある。ついては今年度で第23次をむかえた外国人技能実習生共同受入れ事業で現行最長受入れ期間3年を5年ぐらいまでに延長していただきたい。合わせて受入れ人数枠も現在、従業員規模50人未満は3人、50人以上100人未満は6人、100人以上は10人と定められている。震災前従業員60人～70人規模で操業、毎年6人の実習生を受入れていたが、震災後従業員が集まらず規模が50人を割り込んだため実習生を3人しか受入れられず、人手不足に陥っている企業も多くなっており、震災からの完全復興への後押しを強力に進めるためにも、それぞれにおいて受入れ枠の拡大をお願いしたい。

・中国、台湾等外国船による公海上における水産資源の乱獲への対策について

不良の一因として外国船による公海上における水産資源の乱獲が挙げられている。特に台湾、中国の1,000トンクラスの漁船は脅威で日本近海ではサンマ、アルゼンチン・ペルー沖ではイカ、東シナ海ではサバ、カツオなど乱獲の範囲も広域化している。公海上での乱獲について今後政府間同士の話し合いを強力に進めることをお願いしたい。

久慈商工会議所

・被災事業者への運転資金支援の要望

被災事業者への加工機器等の設備支援補助は充実しているが、運転資金では震災復興資金など管轄市町村の認定申請書を得なければならないなど制約が多い。水産加工業等は漁獲量の増減により売上高に直結し、金融機関は将来的見通しを担保にした融資をしていないため、事業の継続性を妨げている感がある。企業の持続的成長性を支援する視点に立った¹運転資金を望む。

・加工機器整備支援への民間支援、民間企業との参入機会の推進を図ってほしい

整備支援というと大学やコンサル会社との研究という形が多く、機械整備に長期間かかる場合が多い。民間企業はより短期間で対応したいため、学術機関ではなく、民間企業(下町工場)とかニーズに応じてくれる相手を探している。よってそのような企業のデータバンクや、企業を紹介する機能創設を望む。

・継続して各種団体の会議、総会、観光イベントの被災地域での開催を望む

大震災により減少した観光客等はインバウンドを含め全国的には伸びているが、東北地方では伸び悩んでいる状況にある。特に食の安全に対する風評被害に対する対策強化を要望する。

※政府関係機関、団体のMICEの誘導等の積極的推進

・復興道路である三陸沿岸道路及び復興支援道路等の整備促進

復興のリーディングプロジェクトとして三陸沿岸道路等の整備が進められているが、資材高騰や労務単価増などにより建設費の増嵩が見込まれること等から、十分な予算の確保の上、整備促進を要望する。

宮城県商工会議所連合会・仙台商工会議所

- ・今後とも東日本大震災からの復旧・復興を国の最優先課題と位置付け、集中復興期間終了となる平成28年度以降についても、復興が完全に成し遂げられるまで、被災地の実情に合わせた柔軟かつ十分な支援を講じていただきたい。また、現在の特例的な財政支援や税制上の優遇措置、各種の規制緩和など各種制度についても、変化やニーズに即して可能な限り拡充のうえ、十分な予算措置とあわせ、万全の体制で臨まれることを強く要望する。

被災地は、自治体の人員不足や住民との合意形成、用地買収に時間を要し、高台移転や土地区画整理といったまちづくり事業等を中心に遅れが生じており、復興を遂げるには、なお相当の時間を要する状況にある。

- ・「事業復興型雇用創出助成金」の後継事業として、「事業復興型雇用支援事業(仮称)」の新設が検討されているところであるが、被災地の実情を踏まえ、着実かつ適切な事業化を図るとともに、十分な予算措置を講じることを要望する。

「事業復興型雇用創出助成金」は、平成24年2月の募集開始から平成27年3月末までに約3万人の支給申請があるなど被災地で安定的な雇用を創出する役割を果たしており、復旧・復興を進める上で大変有効な制度となっている。

しかしながら、現在の制度においては、平成27年度末までに事業を開始することが支給を受けるための要件となっており、被害が大きかった沿岸地域などの事業所においては、地盤のかさ上げ等のインフラ整備に時間を要し、平成27年度末までに事業を開始することが困難な事業者も多く存在している。現在の制度のまま、平成28年度以降に事業を開始した事業所が対象とならなかった場合には、事業主の雇用意欲が減退する恐れがあり、また、産業再生の遅れや人口流失など地域経済に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

- ・商工会議所等が被災地で取り組む様々な「販路の確保・開拓」支援事業に対する補助を拡充していただくほか、助成措置(交通費、宿泊費に対する補助など)についても支援していただきたい。

荷主事業者、輸送業者ともに厳しい状況にあることから、高速道路料金の割引や遠隔地への配送による掛り増し経費の一部負担など支援策を講じ、物流の安定化を図られたい。

物流においては、多くがトラックによる輸送を利用している状況にある中、遠隔地への販路の拡大は、高速料金など輸送コストが増加するとともに、人手不足により配送手段を確保することが難しい現状にある。

※被災者側(サプライヤー)および支援者側(バイヤー)双方への助成(交通費、宿泊費に対する補助など)や、各地商工会議所等が取り組む販路開拓のための専門人材(商社・百貨店等のバイヤー経験者)確保に対する助成措置を講じるとともに、助成制度の拡充として、各種の販路開拓等の国の補助金と小規模事業者持続化補助金との併用が可能となるような制度改正を図られたい。

- ・関東以西における風化と風評の払拭について、正しい情報発信等対策を講じていただきたい。観光復興を最大限に促進させるための国内外へのプロモーション強化をお願いしたい。

特にインバウンドは、今年11月までの訪日外国人旅行者数が1,796万人と、通年で過去最高だった昨年をすでに455万人も上回っている中、宮城・東北全体においては、外国人宿泊者数が今年の上半期で震災前水準までようやく回復してきたという現状である。

- ・ JR各線のうち被害が大きく再開の目途が立っていない路線については、一日も早い復旧・整備を求める(常磐線、気仙沼線、大船渡線、山田線)。

※ルート移設等、通常の復旧費用を超える部分について沿線自治体が負担することは極めて困難であることから、国による事業費の支援を求める。

- ・ 今後の大規模災害に効果的に対応するための中核的機能を担う広域防災拠点の整備および財政措置

東日本大震災を踏まえ、今後の大規模災害に効果的に対応するためには、「傷病者の域外搬送拠点機能の充実強化」、「広域支援部隊の一時終結場所やベースキャンプ用地の確保」、「物資輸送中継拠点の整備」等が必要であると強く認識した。

- ・ 震災津波博物館等の複合拠点施設(仮称)東日本大震災メモリアルパークの整備

震災で生まれた各種の絆を育み、震災の経験と教訓を後世に伝えるとともに、世界の震災・津波対策の向上に貢献していくことを目的とする

石巻商工会議所

- ・ 復興事業にかかる地元負担の軽減を図っていただきたい

集中復興期間がまもなく終了し、復興創生期に移行する。国の復興にかかる事業費については、一部地元負担をもとめることとなっている。被災自治体は、財政規模が小さいことから、財政状況に十分に配慮した負担割合にしてもらいたい。

- ・ 雇用創出事業助成金の要件の緩和

被災地では、人手不足状態であり、有効求人倍率も2.0倍に近い数値になっている。あわせて、販路回復が思うようにならず厳しい状況であることから、要件の緩和をしていただきたい。

- ・ グループ補助金の運用の見直し

グループの組めない事業者について、既存のグループの構成員になることで、補助の対象事業者にしてほしい。そうすることにより、事業者の復旧に弾みがつき早期復興が図られる。

新分野需要開拓を見据えた新たな取り組みに対しても支援対象となったことはありがたいことだが、復旧したが販路回復が滞っている事業者に対する助成金を検討してほしい

※被災地の販路回復を後押しする新分野進出設備投資に関する助成を施してもらいたい

(グループ補助金とは別の設備投資助成金の創設)

- ・ 低利融資の継続と細やかな支援

再生支援決定した事業者の中で再生計画通りに事業が進んでいない所を見受けられるので、フォローアップをしていただきたい。

※東日本大震災事業者再生支援機構の支援期間の延長

・販路回復・拡大に向けた支援

被災地においては、施設・設備が復旧したものの、震災前の売り上げに届かず四苦八苦している。海外展開、ビジネスマッチング・商談会への参加など自助努力をしているものの、思うように至っていない。加えて、中小企業者にとっての参加負担経費などが経営を圧迫していることから、販路回復にかかる支援をお願いしたい。

※マッチング、商談会にかかる支援

※個別指導、セミナー等にかかる費用負担

・東北へのインバウムの推進

昨今、訪日外国人が急増しているものの、首都圏・関西圏にとどまっている。東北地方へは風評被害のためか、なかなか足を運んでいただけない。今春の北海道新幹線の開業を機に東京から東北、そして北海道への情報発信を強化し、被災地東北の観光振興を図っていただきたい。

※訪日外国人向けの情報発信の強化

※北海道新幹線開業にあわせた観光客の誘致と観光復興支援策の構築

・復興道路・復興支援道路の早期整備

復興支援、避難道路として、三陸道をはじめとした高速交通体系の確立を諮ってもらいたい。

また、縦軸ラインだけではなく横軸を強化することにより、迅速な復興を促すことができる。

・土地の収用の迅速化と国の責任において、土地の管理をしてほしい

東日本大震災により被災して亡くなったり、他地域に移転したりしていることから、土地所有者の把握の遅れと境界の明確化が困難の土地が多く発生していることから、復興事業の遅れ、妨げになっている。

※特区制度を新設して、土地の管理

・被災商工会議所会館の復旧整備にかかる「東日本大震災により滅失・損壊をした公益的な施設等の復旧のための公共・公益法人が募集する寄付金の指定」の円滑な運用

震災直後から、商工会議所は被災地域の企業の復旧と雇用の確保に努めてきており、事業者の再生を一義に復旧・復興事業に取り組んできた。被災企業のグループ補助金の活用など先が見えてきたことから、遅ればせながら本体である商工会議所会館の復旧に取りかかることとなり、会館建設にかかる資金の確保について中小企業庁等との協議をかさねてきており、「中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金」の活用や県・市の支援、会員等の負担の中で資金計画を策定してきている。しかしながら、商工会議所会館の復旧における会員等の負担について、現状では繰延資産計上となっており、一括償却できるよう税制面での配慮をしてほしいとの要請がある。平成24年4月に財務省より「東日本大震災により滅失・損壊をした公益的な施設等の復旧のための公共・公益法人が募集する寄付金の指定」が出され、その後平成25年12月に改正されている。財務省告示に従い、上記指定寄付金の指定にかかる円滑な運用が講じられるよう望むものである。

気仙沼商工会議所

- ・外国人実習生の受入れ可能人数並びに任期期間の拡大

グループ補助金で工場を建設したが、従業員をどうしても安い賃金で雇用せざるを得ないため、人材不足により全稼働できていない。そのため、注文どおりの生産が出来ない状況である。外国人実習生の受入れ限度人数の増加をお願いし、人材確保につとめたい。

※被災地域を特区にして、実習生の受入れ限度人数を現在よりも倍に、任期についても現状よりも延長してもらい、もっと多く受け入れ出来る制度の創設。

・グループ活動期間の明確化

長期化、かつ期限の見えないグループ活動が復興を目指す本業に時間の確保などの影響が出てきている。

※グループ活動期限を設ける。

・グループ補助金の継続とグループ共同事業実施のための補助金制度創設

① 気仙沼市より区画整理が年度内に終わらない旨を言われているので、繰越しがないと復旧ができない。(気仙沼コミュニティーグループの中では平成27年6月現在で補助事業が未着工と答えた事業所は50件あり、今年度内に終了できないと答えたのは46件で、その主な理由は40件が土地問題のためと答えている。)

② 復旧(再開)していないにもかかわらず、グループの事業運営費として負担金を拠出することが厳しい。(上記50件に加え現在進行中の42事業所の内11件が今年度内に終了できないと答えた。)

③ 整備、嵩上げ工事の遅れにより、事業再開予定地での事業再開の目途が立たない。また、そのような状況の中、後継者がおらず事業の収縮や廃業を検討する事業所も見られてきた。

※グループ補助金の継続。

共同事業のための補助金制度の創設。

水産加工業だけの業を行

補助金制度の創設。

・海外バイヤーとの商談マッチング制度

震災後、多くの商談マッチング制度を開催していただき、大変感謝している。しかし、何度も同じバイヤーとの商談になってしまい、マンネリ化している状況である。今後は海外のバイヤーとの商談会も開催していただきたい。

※比較的大きな事業者は海外販売のノウハウはもっているが、小規模事業者はそれが無い。商社の力を借りるなど、小規模事業者でも海外バイヤーとの商談やスムーズに販売できる制度の構築。

・仮設から本設へ移った事業所への補助の充実

期限が決まっている仮設商店街から本設へ移った事業所へ金銭的な負担をかけさせることは、街の活性化の妨げになる。

今後、嵩上げにより、道路下に事業所を復旧させなければならない事業所も多く出てくる。

これらに対応する補助制度を設けてほしい。

※補助の範囲を拡充し、なるべく多くの事業所に金銭的な補助が可能となる施策の創設。

・震災前の輸出国への風評被害の払拭

震災前に輸出していた、ロシアや韓国は未だに商品(製品)を取り扱ってもらえない状況である。

※被災地の商品(製品)は安全であることを国が証明する制度の創設。

・JR 気仙沼線・大船渡線の鉄路での全線早期復旧

被災区間は現在 BRT で運行しているが、本格的な復興を果たすためにはやはり鉄路での復旧が不可欠であり、特に仙台への直通電車の再開を望む声は多い。

※気仙沼市と連携してもう一度 JR へ働きかける必要がある。

・I L C 日本誘致への積極的な取組み

国際リニアコライダー(I L C)は、基礎科学の研究に飛躍的発展をもたらすだけでなく、加速器や測定器をはじめとする多くの先端技術の開発と実用化を促進し、21 世紀の科学と技術を大きく前進させるビッグプロジェクトである。

本プロジェクトは、被災地域を含む東北地方においてこれまでにない全く新しい産業の創出による技術革新が促進されるとともに、科学技術分野における教育水準の向上が期待されている。

尚、国内の I L C に関する研究者で構成される「I L C 立地評価会議」は、国内の建設候補地として、東北の北上山地が最適であると公表されている。

※日本誘致に名乗りを挙げ、東北の北上山地への施設整備及び研究体制の確立等を計画的に進めていただきたい。

福島県商工会議所連合会

・復興・創生期間における十分な支援の継続

福島県は、廃炉・汚染水対策をはじめ長期化・複雑化する風評被害、避難地域の事業・生活再建など多くの課題を抱えており、原子力災害からの本格的な復興を実現するには、なお相当の年月を要さざるを得ない状況にあります。

福島県の置かれた特殊な状況を鑑み、復興・再生期間においても、確実な財政措置と被災地の実情に応じた柔軟かつ十分な支援を講じていただくよう強く要望いたします。

・風評被害の払拭と福島県産品の販路開拓支援の充実

東京電力福島第一原発事故の発生からまもなく 5 年を迎えますが、依然として、福島県に対する誤った認識や県産品の購入をためらう消費者が数多くいることから、放射能に関する正しい知識の普及と県産品の安全性、観光地の安全情報など適切な情報発信をさらに強化するよう要望いたします。

また、国内外に対する販路開拓支援に係る支援策のさらなる充実を図るよう併せて要望いたします。

・東京オリンピック・パラリンピック関連行事等の福島県開催

2020 年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピックは、開催目的の一つに「東日本大震災からの復興の後押し」を掲げており、世界の福島県に対する風評被害を払拭し、復興を PR する絶好の機会であります。

つきましては、オリンピックの追加種目や参加各国選手団の直前合宿地や聖火リレーなどの関連行事を福島県で開催いただくよう特段のご配慮をお願いいたします。

・交通高速網の整備促進

高速交通網の整備促進は、福島県の復興・振興にとって極めて重要であります。

今後も想定外の有事の可能性を念頭に危機管理を強化するためにも、さらには風評払拭に向けた観光振興のためにも、次の高速交通網の整備促進を要望いたします。

- ①磐越自動車道(会津若松 IC～新潟 IC 間)の早期全線4車線化
- ②常磐自動車道の早期全線4車線化
- ③東北自動車道(福島～米沢)、相馬福島道路(相馬～福島)の早期全線開通

・復興の前提となる安心・安全体制の早期構築

福島県が真の復興を果たし、安定した企業活動と避難住民の帰還を実現するためには、安心・安全な体制を早急に構築することが大前提となります。

中小企業や県民の不安の解消を図り将来に希望を持てるよう、次の項目について強く要望いたします。

- ①福島第一原発事故の一日も早い収束と廃炉の実現
- ②中間貯蔵施設の早期整備並びに安全かつ交通事情に配慮した円滑な汚染土壌等の輸送体制の構築

・原子力損害賠償の完全実施

将来にわたる営業損害について、東京電力(株)は既に請求手続きを開始しているところですが、相当因果関係の明確な判断基準の開示が無いまま、追加資料の請求等による交渉の長期化や賠償額の減額等が東京電力(株)の判断でもって進められるといった事例が多発しています。

国におかれましては、東京電力(株)が約束した「損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策(3つの誓い)」の徹底を順守するとともに、相当因果関係の立証を簡易な方法でもって柔軟に行うよう、強い指導をお願いいたします。

相馬商工会議所

・復興支援道路相馬福島道路及び国道115号の整備促進について

相馬福島道路は、常磐自動車道と東北中央道を結ぶ自動車専用道路であり、東日本大震災の被災地の復興を支える復興支援道路に位置づけられ、整備が進められています。一般国道115号も相馬福島道路と一体となり、相馬市の中核を成す施設と中通り・会津地方を結ぶ結ぶ唯一の幹線道路であり極めて重要な路線となっています。

つきましては相馬地方の復旧・復興をさらに加速化させ、当地域に暮らす人々が安全・安心して生活できる環境を取り戻すとともに、安倍内閣が推し進める地方創生戦略と極めて密接な関係があることから、以下について働きかけ頂くよう要望致します。

- ①復興支援道路相馬福島道路については、完成まで継続的に財源を確実かつ速やかに確保するとともに、開通目標に遅れることなく、一日も早い開通を図ること。
- ②国道115号(現道)相馬南バイパスの4車線化については、一日も早い開通を図るとともに、一般国道6号から相馬バイパス区間について、早期に4車線化に着手すること。
- ③相双医療圏北部の沿岸3市町と医療拠点である「ふくしま国際医療科学センター」等との連携を強化するた

め、相馬福島道路及び国道 115 号からのアクセス道路の整備を図ること。

・常磐自動車道(亘理 IC～いわき中央 IC 間)の早期全線 4 車線化について

常磐自動車道は、平成 27 年 3 月 1 日には、常磐富岡 IC～浪江 IC 間が開通し、太平洋沿岸で首都圏と福島浜通り・仙台圏を結ぶ大動脈が全線開通いたしました。今後、物流や観光・交流人口の拡大など、相馬地方の復旧・復興が加速することに大きく期待しているところです。

つきましては、当地域で暮らす人々が安全・安心して生活できる環境を取り戻すことと冬季の輸送力強化のため、常磐自動車道の 4 車線化の早期着手について、関係機関に対し働きかけ頂きますよう要望致します。ことから、以下について働きかけ頂くよう要望致します。

※常磐自動車道の 4 車線化の早期着

原町商工会議所

・「復興・創生期間」における地元負担軽減の配慮

平成 23 年～27 年の「集中復興期間」において費用総額 25.5 兆円を国が全額負担で被災地支援にあたってきたが、今後 5 年間の「復興・創生期間」における国負担は、6.5 兆円と約 1/4 に縮小し、一部事業においては地元自治体からの負担(1～3%)を求めることとなった。

しかしながら、現状では、いまだ復旧・復興の途上にある被災県がほとんどである。復興住宅、防潮堤建設、鉄道や道路など住民生活のためのインフラ整備などハード面での整備は目に見える形で進んでいるが、9 割近くの着工に対する完了は、復興住宅で 4 割、復興まちづくりで 5 割、復興道路、復興支援道路で 4 割と復旧・復興へは中長期的な時間を要する。

このような進展のなかで、「復興・創生期間」における国庫負担金を大幅に削減し、人口減少や企業活動が停滞し税収の減少が懸念され、地方交付金に依存した地元自治体へ負担を求めることは、これまでの国が進めてきた復旧・復興政策のスピードが遅れることが懸念されるため。

※地元自治体負担分(1～3%)の更なる低減と被災地自治体が柔軟に活用でき、自由度のある国補助金の交付

・事業復興型雇用支援事業の支給要件の緩和と事業実施 5 年間の適用

復旧工事の進行にともない、地域で必要とされる労働力は増加しているものの、それに対応できるだけの人口が回復していない。また、高騰する賃金水準に見合った生産性を上げられる者が労働市場に十分におらず確保が困難な状況にある。

平成 27 年 1-3 月期における東北地域の就業者数は、震災前の水準まで回復していない。他方で、全国就業者数は 1%伸びている。また、岩手、宮城、福島の 3 県において、4 名以上の製造業の事業所に就業する人数は、平成 22 年は 369 千人であったものが、平成 25 年では 340 千人、H22 比較で 92%の水準であり、被災地域における従業者数は震災前の水準まで回復していない。

現行の事業復興型雇用創出事業において、福島県では、約 5,400 事業所に対し、計 26,000 人の雇い入れ費用の補助を行ってきた。しかし、現行の制度では、国・県等の特定融資や補助金等の採択事業者や産業政策と一体となった事業者に限定する要件や原則として産業施策実施後の最初の雇い入れから 1 年以内の雇い入れのみが対象となるなど、支給要件が大幅に縮小されている。

このことから、「事業復興型雇用支援事業」においては、被災地の雇用創出・労働力確保の観点から支給要件の見直しを図り、支給対象事業者範囲の拡大を望む。

また、新たな雇用に苦慮する事業所や、必要な人数を確保するのに数年を要する事業所が多く存在することから、「復興・創生期間」と同じく当該事業を、平成28年度～平成32年の5年間の事業として実施することを望む。

※事業復興型雇用創出事業の後継となる「事業復興型雇用支援事業」においては、対象期間の制限の緩和や産業施策要件の緩和、県外からの人材確保も対象とし、「復興・創生期間」と同様に平成28年度から32年度までの5年間事業とすること。

・「り災証明書」の代替措置の継続（グループ補助金）

本年度より、グループ補助金の交付申請を行う際の書類に、「り災証明書」が必須となっている。震災から5年が経過しようとしており、対象施設等が震災による被害なのか経年劣化によるものなのかの判断は難しいため、「り災証明書」を求める理由も理解はできる。

しかしながら、「り災証明書」の発行は市町村の行政判断に委ねられており、南相馬市は、平成24年度より「り災証明書」の発行を行っていない。南相馬市の事業者は、震災直後に避難を行い、その後の事業継続に奔走していたことから、多くの事業者が「り災証明書」を取得していない。

現在は、「り災証明書」の代わりに書類を提出して申請できる措置が取られていることで、事業者は申請が可能となっている。

*なお、福島県の「中小企業等復旧・復興支援事業」についても「り災証明書」の添付が必須であるが、グループ補助金のような代替書類の措置が無く、事実上、南相馬市の事業者は平成24年度以降ほぼ申請ができない状態である。国から代替措置について指導頂きたい。

*交付決定までの時間が短縮されたこと、グループ構成員へ同時期に交付決定されるようになったことは、大変評価できるものと捉えている。

※ 今後も書類の代替措置を継続すること。

・補助金適用要件の拡充（グループ補助金）

グループ補助金は、創設以来、多数の事業者の復旧を支援してきた意義ある補助金である。一方で、震災から5年が経過して事業者を取り巻く経済環境も変化し、「復旧・再開」の枠組みでは補助金の対象とならない事業者も多く存在している。

今後は、これまでの補助金を継続する一方で、「復興・継続」を支援する補助制度の創設が強く求められる。売上回復が見込めない、賠償金の打ち切り、後継者が帰還しないといった中で、事業継続のために借入をして設備投資を行うのは、相当の覚悟が必要である。

※補助金適用要件を拡充し「復興・継続」のための資金も対象とすること、又は「復興・継続」のための新たな制度を創設すること。

・現状維持で精一杯の事業所への販路開拓支援

震災の影響により、顧客の減少や商圏の喪失が起り、現在も売上が回復していない事業者は多い。厳しい経営状況を打破するため、販路の回復・開拓は極めて重要であり、事業者への継続した支援が必要である。

一方で当地域は、慢性的な従業員不足（有効求人倍率が3年に渡り、概ね2倍超で推移）、中間貯蔵施設の

設置による風評被害、地元産の原材料不足など、自助努力だけでは解決が難しい問題を抱えており、現状維持ですら厳しい事業者も多く存在する。

このような事業者は、厳しい経営状況を打破し事業を継続していくため、販路開拓に対して関心があるものの、現状維持がままならない状況から手を付けられないでいる状態である。それ故、バイヤーの希望するロット確保や商品のブラッシュアップが困難になることを想定し、商談会等の参加について委縮する傾向にある。

よって、小ロットでも取扱い可能なバイヤーとの商談についてのマッチング支援や、安心して販路開拓に取り組める環境づくり(従業員の確保、福島県産品についての正しい理解の促進)についての整備が必要である。

なお、商品開発については、「小規模事業者持続化補助金」が活用できるため、補助制度の継続を希望する。

※小ロットでも取扱い可能なバイヤーとの商談についてのマッチング支援、安心して販路開拓に取り組める環境づくり(従業員の確保、福島県産品についての正しい理解の促進)についての整備、小規模事業者持続化補助金の継続を行うこと。

・JR 常磐線の早期完全復旧の実現

平成 27 年 3 月 1 日、常磐自動車道の全線開通が実現し、復旧・復興、企業活動、経済圏の拡大、交流人口の拡大が期待されている。

しかしながら、市民生活、学生生活の基盤である鉄道(JR 常磐線)が一部において未復旧であり一部開通の目途はあるものの、全線開通の時期は明言されていない。現在、関東圏へ行く場合、最寄駅へは 1 時間 30 分かかり時間的なロスと交通費の増加が生じており、費用の増加分は当然ながら自己負担である。

通勤・通学・出張等において鉄道は住民生活に欠かすことのできないものであり、公共性・利便性の観点から早期の完全復旧が望まれる。

しかし、国の方針では、特定の民間企業へ国費の投入は難色をしめしている。

※被災地の復興及び交流人口の拡大と公共性・利便性の観点から、特定の民間事業者(JR 東日本)へ復旧のため、限定的に国費を投入し、住民の生活基盤となる鉄道の早期完全復旧の実現。

・復興加速化のための「相双復興経済特区」の実現

現在、福島復興再生特別措置法において雇用、投資における課税の特例があり、新たな制度として、投資準備のための「福島再開投資等準備金」が創設された。この制度は、「避難指示となった区域」に平成 23 年 3 月 11 日時点で事業所が所在していた法人・個人事業者が認定を受け事業再開のための準備金を積み立てた際、積立金を最大 3 年間損金に算入できる制度である。

しかし、この制度は国が指定した原発から 20 km 圏内にのみ適用となり、「緊急時避難準備区域」に指定された 30 km 圏内に位置する南相馬市は対象とならない。

よって、原発の実被害を受けた当地域も同制度の適用にするべきである。

また、震災当初から物理的な被害及び原発被害を受けながらも現在まで事業を継続している企業へ税や社会保険料、雇用支援の特例をもって企業の再生、継続、発展が必要であるため。

※福島再開等準備金制度の適用区域に「旧緊急時避難準備区域」を該当させること。

※東京電力(株)営業損害賠償金の課税免除

※事業用固定資産税の減免、消費税の減免

- ※社会保険料の事業所負担分の減免または助成
- ※電気料金、工業用水料金に対する助成
- ※労働者派遣禁止業種の規制緩和

・イノベーション・コースト構想の推進

福島県浜通り地域における新たなチャレンジであるイノベーション・コースト構想は、浜通りの産業基盤や雇用の災害復旧であり、福島復興の中核的事業であるため、災害対応ロボット開発、ロボットテストフィールドの具体化、環境・リサイクル関連産業の推進にあたっての予算措置と産業技術支援機関の整備が必要なため。

- ※災害対応ロボット開発に関する財政支援
- ※ロボットテストフィールドの具体化、ロボット関連産業集積のための制度・財政支援
- ※スマート・エコパークの取り組みに対する財政支援措置
- ※産業技術支援機関「福島県ハイテクプラザ」の浜通りへの設置のための財政支援

・事業者ヒアリングをもとにした具体的な企業支援施策の実現

国・福島県、民間が一体となり「福島相双復興官民合同チーム」を立ち上げ27年度から2年間、集中的に企業の戸別訪問を行い事業再建のための課題などのヒアリングをもとに支援策拡充を図っている。個別ヒアリング結果から相双地域の実情に即した支援政策の実現を事業者は期待しているため。

- ※官民合同チームのヒアリング調査をもとに、相双地域の実情を正確に把握し、現状に合った具体的施策の実現

・東京電力(株)による営業損害賠償の継続と公正・公平、柔軟な対応

※営業損害賠償請求に対する原発事故との相当因果関係の確認を簡易な手法で柔軟に行うこと。また、支払以降も因果関係のある営業損害が継続する場合には責任をもって確実に賠償をすること。

- ※避難指示区域内における事業所の「特別の努力」の遡及適用

・市民が安心して帰還できる環境整備

原発事故に起因した人口減少による売上減少、避難指示による商圏の喪失など事業所の被害は甚大である。

また、現在においても約1万人もの市民が避難生活を余儀なくされている。避難者の早期帰還には、全市の完全除染をはじめ、医療・福祉・教育・産業・インフラ・治安など様々な課題解決がある。原子力政策を推進してきた国の社会的責任を踏まえ、市民が安心して帰還できる環境整備のための財政支援の拡充と支援の継続

- ※除染作業の早期完了
- ※風評被害払拭のためこれまで以上の情報発信の強化
- ※医療機関への支援(医師・看護師の増員)
- ※平成28年3月以降の医療費の自己負担分免除措置の延長
- ※保育・教育環境の整備(待機児童の解消、学習水準の向上)
- ※復興公営住宅の早期完了、宅地確保のための規制・手続きの緩和
- ※復興関連作業員による社会問題の改善と元請企業への指導・監督

茨城県商工会議所連合会

・風評被害対策について

- (1) 震災と原発事故から4年9カ月が経過する中で、茨城県の観光客入込数は内陸部を中心に震災前の状況に戻りつつあるものの、県北臨海地域は原発事故と汚染水流出等の影響で依然として回復の足取りは重い。このため、汚染水の排出防止徹底と事故の収束、廃炉作業の取り組み等を着実に推進するとともに、本県の観光業や農林水産業等に対する風評被害の解消を図り、一日も早く安心できる環境整備の充実に配慮されたい。
- (2) 今も食品や農林水産物の輸入制限、輸入規制を強化している諸外国・地域に対し、放射線リスクに関する科学的知見に基づく説明や情報提供の徹底を推進して信頼回復に取り組み、早急に規制撤廃と輸入再開が果たされる支援されたい。
- (3) 茨城県の企業立地を取り巻く環境は震災と原発事故による風評被害の影響を受けながらも回復傾向を示しつつあるが、その3分の1が産業復興企業立地補助金等の活用によるものである。このため、今後の復興促進を図る観点に立って、引き続き企業立地支援策については本県を対象にするとともに予算枠の十分な確保を図られたい。

・損害賠償対策

「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂(平成27年6月12日)では営業損害・風評被害への賠償等に関する対応として「特に集中的な自立支援施策の展開を行う2年間において、東京電力が適切な対応や国の支援展開に対する協力をを行うよう、また、その後は個別の事情を踏まえて適切に対応するよう指導を行う」と明記されている。このため、一律に2年間という期間に拘ることなく、事業者個々の被害実態に応じてきめ細かく対応し、被害が完全に払拭されるまで十分な賠償の継続を図るよう支援されたい。

日立商工会議所

・風評被害対策について

市内の代表的な観光施設では震災前の客数に戻りつつあるが、6か所ある市内海水浴場の入込者数は大きく減少したまま推移しており、汚染水の流失等が影響していると思われる。

(平成22年入込者数330,599人 平成27年74,501人)

※徹底した汚染水対策ならびに観光推進キャンペーン等による継続的な誘客対策をお願いしたい

ひたちなか商工会議所

・原発事故の早期収束による風評被害の払拭について

市内の観光客の動向について、マスコミ等への露出増加により、国営ひたち海浜公園は年間200万人を超える入場者数が見込まれており、また、お魚市場は震災以前の数字に戻りつつあるなど、回復傾向となっている。

一方、海水浴客は、レジャーの多様化、カウント方法の変更の要因はあるものの、震災前の約1/3に留まっており、原発事故による汚染水流出に対する潜在的な意識は色濃く残っている。

こうしたことから、汚染水の流出防止の徹底と事故の完全収束へ向け、国民が納得し信頼できる説明と、確実な廃炉への取り組みを推進していただきたい。